

学位論文の要約

【題目】新優生学をいかに理解すべきか

—デザイナー・ベビー議論における「危害」からの検討—

【名前】赤塚京子

本研究は、新優生学と結びつきの強いデザイナー・ベビーをめぐる倫理的議論の検討を通じて、新優生学が想定している「危害」の射程を明らかにすることによって、新優生学を評価する新たな視点を提示することを目的としたものである。本論文は全5章から構成される。

第1章 問題の背景と本研究の位置づけでは、本研究が「危害」に着目した背景や研究目的について述べた。加えて、近年、発展の一途を辿っている生殖補助医療技術の中でも、デザイナー・ベビーと関連するものを取り上げ、それらの倫理的問題を紹介するとともに、新優生学の歴史や現状、デザイナー・ベビーをめぐる倫理的問題として代表的なものについて言及した。ここで紹介した倫理的問題を第2章以降で検討している。

第2章 自由・自律の問題では、親の自由な選択によって子供の自由や自律が侵害されないように、新優生学がどのような選択の制限を課していたのかを検討した。

新優生学は、「開かれた未来への権利」の保護を親に課すことにより、子どものライフプランの遂行を妨害しないような、将来の選択肢を狭めないような操作のみを許容している。そしてそれは、あらゆる人生にとって有益とされる特性を付与するにとどめることであり、親の企図と対立しうる人生を選択できる余地を残しておくことである。言い換えれば、新優生学にとっての「危害」は、特定のライフプランを前提とした、行き過ぎた操作によって、子どもの自由や自律を侵害することを意味しているのである。

本研究の考察によって「開かれた未来への権利」を侵害する操作の線引きに曖昧さが残ることがわかった。特に、どのような特性を付与するかよりも、なぜ付与するのかという動機を重視する場合、ある特性の付与が直ちに子どもの人生を方向づけないどころか、場合によっては、より選択の幅を拡大しうると考えられ、禁止すべきであると容易に判断できない。このことから、「開かれた未来への権利」という制限ラインに、明らかに抵触する操作は少なくなる可能性が示唆された。

さらに、ここで「開かれた未来への権利」を考慮するのが遺伝子操作を行う親である以上、その対象となるのは言うまでもなく、彼らの子どもであると言

える。つまり、新優生学にとって、何らかの理由で遺伝子操作という手段を講じることができない親や、元よりそうした操作をしたくないと考える親の子どもは考慮の対象にすら入っていないと解釈できる。

また、遺伝子操作によって社会環境が変化することにより、遺伝子操作されていない子どもの「開かれた未来への権利」が間接的に侵害されうることも想定できると示唆した。

第3章 差別・偏見の問題では、遺伝的介入によって障害のある子（またはマイノリティ）を産まないという選択が、既にいる障害者（やマイノリティ）の存在を否定したり、差別の助長に繋がったりするのではないかという問題を検討した。

新優生学側の障害の捉え方は論者により若干の差異が見られた。とはいえ、差別や偏見の問題に対して、新優生学は、障害と障害者を区別する論法によって、障害を積極的に減らすべきものであると主張する一方で、障害者を議論の遡上にのせないように努めていた。そのような議論を考察した結果、新優生学側が考慮している「危害」には、障害者が被りうる不利益は含まれていないことがわかった。一方で、遺伝的介入をしないことで子どもが被る不利益は「危害」とみなされていることが明らかになった。

また、それを踏まえた検討では、自由主義社会における自由の制約条件が障害を抱えた人たちの主張に対して該当する可能性があることを示唆した。具体的には、「単に不快に思うこと」であるのか、それとも「生きづらくなること」であるのかを区別して考えることによって、障害のある人の自由を脅かす「危害」があるかどうか検討する必要があると述べた。ただし、このことは、新優生学がより慎重に他者の自由に配慮する必要があると述べたにすぎず、あらゆる遺伝的介入を直ちに制限ないしは禁止することを意味していない。

第4章 格差・不平等の問題では、もし遺伝子操作や望ましい特性を持った胚の選別を目的とした着床前診断が実用化された場合に、そのような技術へのアクセスをめぐる起こりうる格差や不平等の問題について検討した。

新優生学側の議論を概観したところ、アクセスの不平等を懸念する論者もいたが、どちらかといえば楽観的な見通しを持ちながら、利益享受の機会を重視する傾向がみられた。

考察の結果、新優生学にとって利益享受の機会を奪うことは、自由の制約という意味において「危害」であることがわかった。また、アクセスの機会の平等な分配を重視する A. Buchanan の議論を重点的に考察した。その結果、標準的な能力を獲得する操作が全員に対して提供された結果、価値観の多様性が崩され、結果的に個人の自由な選択が阻まれるといった、ある種の「危害」が想定されうることを示唆した。

第5章 遺伝的多様性の問題では、生まれてくる子の「望ましき」をめぐる親の選択の内実が均質化することにより、遺伝子プールにおける多様性が喪失する問題について検討した。

はじめに、この問題に対する新優生学のスタンスを確認したうえで、当該問題をめぐって交わされた近年の議論を概観した。

考察により、新優生学にとって、社会や人類のために個人の自由が制限されるというのは「危害」に他ならないということが明らかになった。また、同様に、人類の利益のために、子どもに敢えて障害や疾患のある遺伝子を付与することも「危害」になる。さらに、新優生学が考慮していない「危害」として、アクセスの不平等による遺伝的格差の拡大や、将来世代のアイデンティティの侵害が挙げられた。

結論では、全5章の検討を通じて明らかになった、新優生学が前提としている「危害」の射程について述べた。すなわち、自由を掲げる新優生学にとって、選択の当事者である親の自由、そして生まれてくる子の自由を脅かすことが、最も重視される「危害」であった。子どもに対する「危害」には、何らかの行為によって引き起こされるものはもちろんのこと、敢えて行為を控えることにより子どもが被る不利益も「危害」とみなされていた。また、利益享受の機会を奪うことや、全体の利益の為に個人の決定を阻むことも「危害」とみなされていた。他方、新優生学が考慮していない「危害」には、未来世代や、社会的弱者、同時代を生きる社会構成員の自由を間接的に侵害することによる不利益があげられた。

しかし、なぜ、このような「危害」の射程が前提とされているのかは明らかではない。遺伝子操作の場合、子どもの自由や自律が重大な問題であることは新優生学も認めている。とはいえ、親が操作を加える段階では、胚であり、人として誕生していないのである。その胚がもつ潜在的に人になりうる可能性を考慮して、「他者」とみなして危害を及ぼさないように配慮するのであれば、どうして既に存在している同時代の社会構成員に対して、(間接的にではあれ)及ぼしうる危害については配慮しないのか。また、潜在的な人を「他者」として設定するのであれば、どうしてそのような「他者」と同時代を生きるであろう他の「他者」(すなわち、次世代の他の子どもたち)に配慮しないのか。

このような一貫性のない「他者」の設定については、疑問が残る。もし、このような一貫性のない危害の射程に説明をつけるとすれば、おそらく、行為者(親)による直接的な行為によって引き起こされる危害か否かによって線引き可能である、という答えが想定できる。だが、遺伝子操作の場合、一度操作した遺伝子の影響は、子どもだけでなく次世代以降にも及ぶのである。その意味で、胚に操作を加えることは、次世代以降を操作することを含意しているので

ある。したがって、直接的な行為による危害か否かを基準に「他者」を設定することが妥当であるとは言えない。

以上をふまえたうえで、結論の最後には、本論文のタイトルにもなっている「新優生学をいかに理解すべきか」という問いに対する応答を試みている。最後に、本研究の限界と課題として、治療目的と治療以上(エンハンスメント)を目的とする介入を厳密に分類せずに議論を進めてしまった点、そして、哲学・倫理学分野の文献研究に焦点化したため、より実践的な含意についての検討には至らなかったという点を挙げた。